

航空機騒音対策の体系

(1) 航空機騒音対策の概要

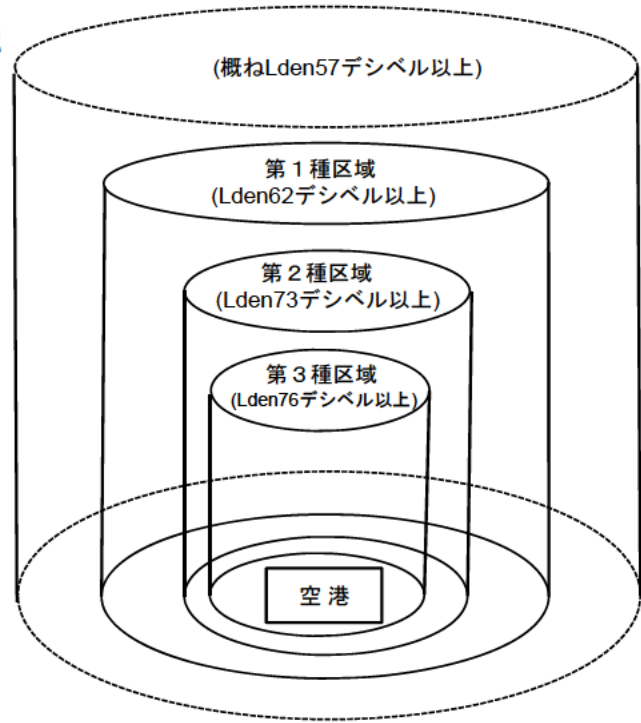
- 航空機騒音対策
1. 発生源対策
 - ①機材改良（低騒音型機の導入等）耐空証明制度（騒音基準への適合性の証明）
 - ②発着規制（夜間運航の規制等）
 - ③運航方法の改善（騒音軽減運航方式）
 2. 空港構造の改良（滑走路の移転、空港内防音壁等の設置、航行援助施設の整備等）
 3. 空港周辺環境対策

航空機騒音防止法等により国、独立行政法人空港周辺整備機構、成田国際空港株式会社、関西エアポート株式会社、仙台国際空港株式会社、熊本国際空港株式会社、北海道エアポート株式会社が下記の施策を講じている。

国・会社の行う施策

- 概ねLden57デシベル以上の区域
 - ・教育施設等の防音工事（補助）
 - ・共同利用施設の整備、防音工事（補助）
 - ・上記施設の空調機機能回復工事（補助）
- 第1種区域内（Lden62デシベル以上）
 - ・住宅防音工事（補助）
 - ・告示日後住宅防音工事（補助）
 - ・上記住宅の空調機器更新工事①～③（補助）
 - ・生活保護等世帯空調機稼働費（補助）
- 第2種区域内（Lden73デシベル以上）
 - ・移転補償等
 - ・周辺環境基盤施設整備（補助）
- 第3種区域内（Lden76デシベル以上）
 - ・緩衝緑地帯等整備

特定飛行場
函館、仙台、新潟、東京国際、松山、高知、福岡、大分、熊本、宮崎、鹿児島、那覇、成田国際、大阪国際



〈航空機騒音防止法の区域〉

空港周辺整備機構の固有事業

- (福岡空港)
- 第2種区域内（Lden73デシベル以上）
 - ・再開発整備事業

左記のほか会社の行う施策

- (成田国際空港(株))
- 騒特法に基づく施策
 - 地域との共生のための計画的な緑化事業
 - その他
- (関西エアポート(株))
- 周辺地域の環境整備及び活性化を図る事業への助成
 - 巡回健康診断